第二条中「第三条の五第一項の」を「第三十二条第一項の」に改め、同条第二号及び第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ホ中「第三条の五第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同号ヘ中「第三条の五第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第三条中「第三条の五第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第四条中「第三条の五第一項第五号」を「第三十二条第一項第五号」に改める。

第五条中「第三条の五第一項第六号」を「第三十二条第一項第六号」に改める。

第六条中「第三条の五第三項第二号」を「第三十二条第三項第二号」に改める。

第七条中「第三条の五第三項第三号」を「第三十二条第三項第三号」に改める。

第八条中「第三条の五第三項第四号」を「第三十二条第三項第四号」に改め、同条第一号中「第三条の五第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第三条の五第一項第五号」を「第三十二条第一項第五号」に改め、同条第三号中「第三条の五第一項第六号」を「第三十二条第一項第六号」に改め、同条第四号中「第三条の五第一項第七号」を「第三十二条第一項第七号」に改め、同条第五号中「第三条の五第三項第二号」を「第三十二条第三項第二号」に改める。

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

**第八条**　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第九十八条第二項第七号」を「第九十八条第二項第六号」に、「第一条の十第一項第一号ロ」を「第十条第一項第一号ロ」に改める。

第十一条中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の四十七第一項第一号」を「第十一条の六十六第一項第一号」に改める。

第十三条第六項第一号ハ中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の四十七第一項第一号」を「第十一条の六十六第一項第一号」に、「第十一条の四十七第一項第五号」を「第十一条の六十六第一項第五号」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二第一項中「第一条の十第七項第三号」を「第十条第七項第三号」に改める。

（農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準の一部改正）

**第九条**　農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十一条の四十五第一項の」を「第十一条の六十四第一項の」に、「第十一条の四十五第一項第一号」を「第十一条の六十四第一項第一号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二条第一項中「第十一条の四十七第一項第五号」を「第十一条の六十六第一項第五号」に、「第十一条の四十七第一項第一号」を「第十一条の六十六第一項第一号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三条及び第四条中「第十一条の四十七第一項第五号」を「第十一条の六十六第一項第五号」に改める。

第五条中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改める。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

**第十条**　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「第一条の十第七項第三号」を「第十条第七項第三号」に改める。

（農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

**第十一条**　農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁農林水産省告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第一条の十第一項第一号ロ」を「第十条第一項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第十一条の四第二項」を「第十一条の八第二項」に改め、同条第五号中「第一条の十第一項」を「第十条第一項」に改める。

第五条中「第一条の十第十一項第五号」を「第十条第十一項第五号」に改める。

第七条第二号及び第三号中「第一条の十第十一項第一号」を「第十条第十一項第一号」に改め、同条第四号及び第五号中「第一条の十第十一項第五号」を「第十条第十一項第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この告示は平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第十条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第三項第八号の規定は、この告示の適用の日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

## ○消費者庁告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第九条第四項の規定に基づき、消費者安全法第四十六条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示（平成二十五年消費者庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　消費者庁長官　板東久美子

題名を次のように改める。

消費者安全法第四十七条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示

本文中「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「当該都道府県又は市町村の区域内に」を「次に掲げる場合において、事業者に対し、報告を求め、」に、「が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所」を「第一号に掲げる場合にあっては、当該都道府県又は市町村の区域内に所在するものに限る。）」に改め、本文に次の各号を加える。

一　当該都道府県又は市町村の区域内に当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する場合

二　前号に掲げる場合を除くほか、当該都道府県又は市町村の区域内における法第三十八条第一項に規定する消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認める場合